

## 佐野市における工事現場標示施設設置基準について

佐野市発注の土木工事を行う場合は、従来どおり「土木工事現場における標示施設等の設置基準」（栃木県技管第 217 号：H29.10.25）に準拠し工事現場標示施設を設置するものとするが、「工事中標示板」の標示事項については、土木・営繕を問わず、下記の通り取り扱うものとする。

- ① 工事箇所が点在する場合、工事箇所の所に「外○箇所」を記入する。
- ② 変更契約があった場合、工期と請負額を変更する。
- ③ 「工事中標示板」を設置する工事は、原則 200 万円以上の工事とする。
- ④ 「工事中標示板」の設置にあたっては、別紙様式 1 を参考とする。
- ⑤ 営繕工事など、これにより難しいものについては監督員と協議する。  
ただし標示事項において「工期末」「請負額」は明記する。